

平成26年度 歩行者保護、早めライト点灯推進強化旬間 実施要綱

1 目的

昨年の10月から12月までの交通事故による死者数は、全体の約4割にあたる17人を数え、うち約半数は午後3時から7時までの時間帯に集中しており、日没がさらに早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の増加が懸念される。

このような状況を踏まえ、今年度の「高齢者の交通事故防止推進強化月間」（11月1日（土）～30日（日））に先立ち、標記強化旬間を設け、運転者に対し歩行者への思いやり運転と早めのライト点灯を呼び掛けるとともに、歩行者・自転車利用者に対し、夜光反射材の直接貼付活動などを実施することにより、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期間

10月22日（水）～10月31日（金）

3 重点

- 歩行者保護意識の向上
- 早めライト点灯の実践、夜光反射材の普及促進

4 全機関・団体の具体的推進事項

(1) 推進体制の確立

- 地域（地区・市町村等）における歩行者保護、早めライト点灯活動推進会議等の開催
- 歩行者保護、早めライト点灯活動推進計画の策定

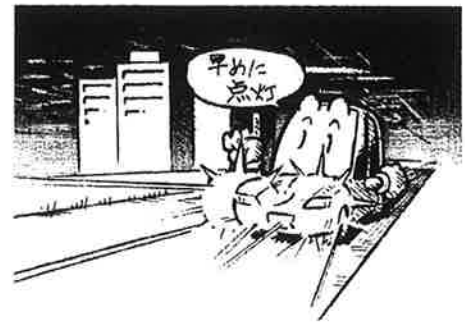
(2) 推進事項

① 広報活動

- チラシ配布、街頭立哨、広報車等による広報
- 会議、会合等での呼び掛けによる広報

② 街頭指導、世帯訪問活動

- 通勤、通学時の街頭での指導啓発活動
- 交差点、横断歩道等街頭での早めライト点灯呼び掛け活動
- 各種イベントやスーパー、病院などにおける夜光反射材の直接貼付活動
- 交通安全教室の参加者等に対する夜光反射材の直接貼付活動
- 世帯訪問等における夜光反射材の直接貼付活動

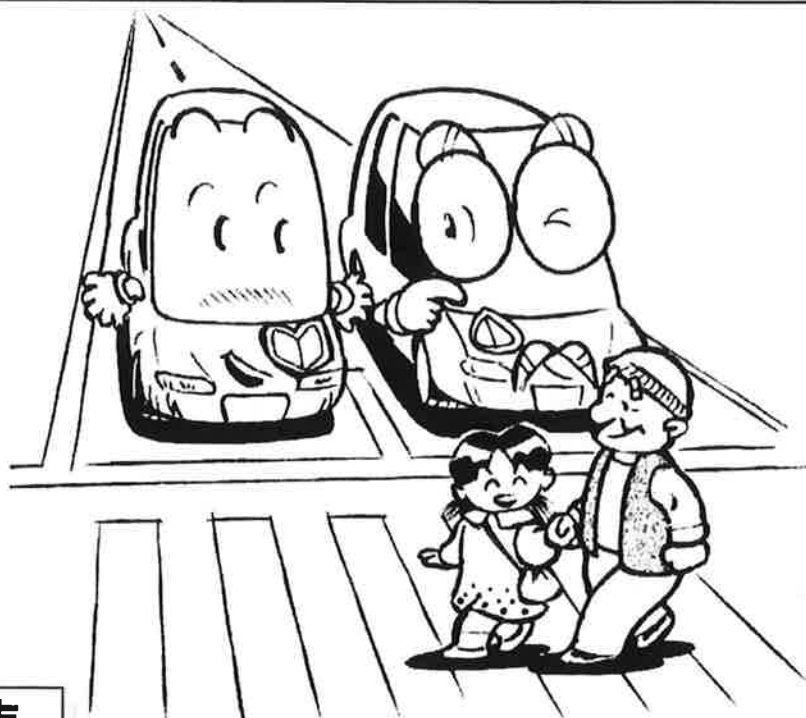


平成26年度

高齢者の交通事故防止推進強化月間

実施要綱

期間:11月1日(土)～11月30日(日)



重点

～ 具体的行動 ～

〔歩行者・自転車〕

- 道路を横断しようとするときは、手や旗等で「横断する意思表示」をしよう
- 道路を横断するときは、「右・左の安全を確かめる」など、「安全横断5則」を徹底しよう
- 夕方からの外出は、運転者から目立つ明るい色の衣服を着用し、ピカピカ光る夜光反射材を身につけよう
- 自転車も、一時停止場所では必ず停止し、夕暮れ時は早めにライトを点灯しよう

〔運転者〕

- 横断歩道の手前では減速して横断歩行者に備え、横断者がいる時は、一時停止して歩行者を横断させよう
- 子どもや高齢者を見かけたら、その行動に注意するとともに、横断歩道以外の場所でも止まって、横断させる「思いやり運転」をしよう
- 夕暮れ時は、薄暗くなり始めたと感じたら早めにライトを点灯し、夜間はライトをこまめに切り替えて、ハイビームを活用しよう
- 70歳以上の運転者は、高齢運転者マークを表示しよう
- 飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないを徹底しよう
- 全ての座席で必ずシートベルト・チャイルドシートを着用しよう
- 人にも地球にも優しい「エコドライブ」を実践しよう

安全横断5則

- ① 安全な場所を選ぶ
- ② 道路の端で必ず立ち止まる
- ③ 右・左の安全を確かめる
- ④ 安全を確かめたら、まっすぐさっさと渡る
- ⑤ 横断中も右・左の車の動きに気を配る



主唱 山形県交通安全対策協議会